

議案第167号

前橋市農業委員会に関する条例の改正について

平成28年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市農業委員会の委員等の定数を定める条例

前橋市農業委員会に関する条例（昭和44年前橋市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、前橋市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、24人以内とする。

（推進委員の定数）

第3条 推進委員の定数は、53人以内とする。

附 則

- 1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。
- 2 前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年前橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

同	部会長	月 額	70,000円
同	委員 (選挙によって選出された者)	月 額	59,000円
同	委員 (市議会議員以外から選任された者)	月 額	38,500円
同	委員 (市議会議員から選任された者)	月 額	26,000円

を
「

同 委員 (農業委員会等に関する法律(昭和 26年法律第88号)第8条第6項 に規定する者を除く。)	月 額	59,000円
同 委員 (農業委員会等に関する法律第8条 第6項に規定する者に限る。)	月 額	30,000円
農地利用最適化推進委員	月 額	59,000円

」

に改める。